

令和4年度 地域のリーダー研修

道路の維持管理について

令和4年6月18日
中央・美浜土木事務所

◆中央・美浜土木事務所の仕事

市が管理する中央区・美浜区の国道、県道、市道の維持・管理を行っています。

市が管理していない道路

例) 国道51号は千葉国道事務所、私道は土地所有者

◆中央・美浜土木事務所の組織

管理課と維持建設課の2つの課があります。

◆管理課の仕事

土木事務所以外の人たちが、道路に関係する工事や作業等を行う申請の許可や放置自転車の撤去などの仕事をしています。

詳細は、後ほど説明します。

◆維持建設課の仕事

安全・安心な道路環境をつくるため、道路の補修や排水施設の清掃、そして草刈りなどを、直接職員で行ったり、業者に委託や工事を発注したりする仕事のほか、台風や地震などの災害対応や、災害に強いまちづくりのため電線共同溝の整備などを行っています。

詳細は、後ほど説明します。

◆道路ってなに？

人や車両が自由に通行できる場所。

道路の通行に支障となることをするときには土木事務所や警察に申請が必要。

◆道路占用について

道路は、上下水道管、ガス管、電柱等のライフラインが設置されるという重要な役割も担っており、それ以外にも商店の袖看板や建物工事用の足場等が設置されることがあります。

このように、道路に一定の施設を設け、継続して道路を使用することを道路の占用といい、必ず、管理課に申請が必要となります。

◆道路占用許可について

道路は人や車両が自由に通行できる場所であることを踏まえて、電柱、ガス管等占有物件ごとに占有許可基準が定められていますので、この基準に基づき許可の判断をしております。

◆警察の仕事との違い

警察は、道路上で工事等の作業を行う時に、道路の通行を規制することについて申請を受け許可をする仕事をしています。つまり道路を通行止めにしたたり、車線の規制をするためには警察への申請が必要になります。

◆道路サポート制度について

市民の方に、市が管理する道路の清掃や除草、草花の管理等を行っていただき、市は物品の支給を行うなど、道路を市民と市の協働でよりよくする制度です。安全・安心な道路環境をつくるとともに、道路を身近に感じてもらうなど市民の方の意識を高めていただくこと等を目的としています。

◆道路サポーターになるには

複数名の住民等の構成で申込みできます。企業等の申込みも可能です。

決められた申請書に、活動場所がわかる位置図や団体の参加者名簿等を添付していただければ申請できます。

◆注意事項

道路サポーターは、中央区で39団体、美浜区で46団体登録されております。

活動場所は、すでにほかの団体で登録済みの場所でも、清掃、除草等は重複登録できますが、道路内花壇利用については、すでに登録されたいる場所については重複登録できませんのでご了承ください。

◆目的

狭あい道路（幅員 4 m未満の市道）における、交通安全、日照・通風などの生活環境の問題、災害時の避難の妨げ、消火活動や救急活動の遅れ等を、道路拡幅することで解消し、安全で住みよいまちづくりを目指すものです。

◆土木事務所が行うこと

幅員 4 m未満の市道に接する後退用地やすみ切り用地を市に寄付していただける場合、道路境界の確定や分筆・所有権移転登記を行います。

※対象となる狭あい道路の境界が未確定の場合は、道路境界を確定させる必要があります。道路境界が確定しない場合、用地を市に寄付いただくことはできません。

◆用地を寄付していただくこと…

- ①後退用地やすみ切り用地の整備を市が行うことができます。
- ②門・塀の撤去や樹木の移植などに対して助成金を交付します。
- ③すみ切り用地に対して奨励金を交付します。

◆放置自転車とは・・・

自転車の利用者（所有者）が、自転車を離れて直ちに移動することができない状態にあることをいいます。放置自転車等というと、駅前広場や道路に朝から夕方まで置かれている通勤・通学用の自転車等だけと思われそうですが、買物などで店舗の前に置いた自転車も放置自転車といえます。つまり、放置自転車は自転車の利用目的やその時間で決められるものではありません。

◆自転車等放置禁止区域における対応

千葉市では駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定し、放置禁止区域に放置された自転車等は、放置時間に関係なく撤去の対象となります。

禁止区域については、建設局道路部自転車政策課で対応をしており、放置の確認時に即撤去しております。

◆放置禁止区域以外における対応

放置禁止区域以外の公共の場所（千葉市が管理する道路、土地等）においても放置自転車等は撤去対象です。

放置を確認した際に、土木事務所が警告の札を貼り、1週間程度経過しても放置されたままであると、撤去しております。

安全、快適な道路環境のため、道路には自転車を放置しないよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

安全・安心な道路環境をつくるため、道路に穴ぼこがあいていたり、下水の詰まりは、365日24時間いつ発生するかわからないため、緊急を要する案件に対しては、夜間や休日も対応ができるように備えております。

また、地震や台風等の災害が発生した場合には、千葉県建設業協会等の協力を仰ぎながら、倒木処理や段差解消を行うなど、道路機能の早期回復に取り組んでいます。



土のうは、袋の中に土砂を詰めて用いる土木資材で、応急措置として積み上げることで、道路の段差解消や浸水被害の軽減を図るなど、災害対策用の物資であります。

千葉県ではどなたでも自由に土のうを取り出せる「土のうステーション」を市内に設置しました。浸水や冠水への備え、地震等の緊急時に応じてご利用ください。



※設置場所：市HPで掲載「**千葉県土のうステーションマップ**」で検索

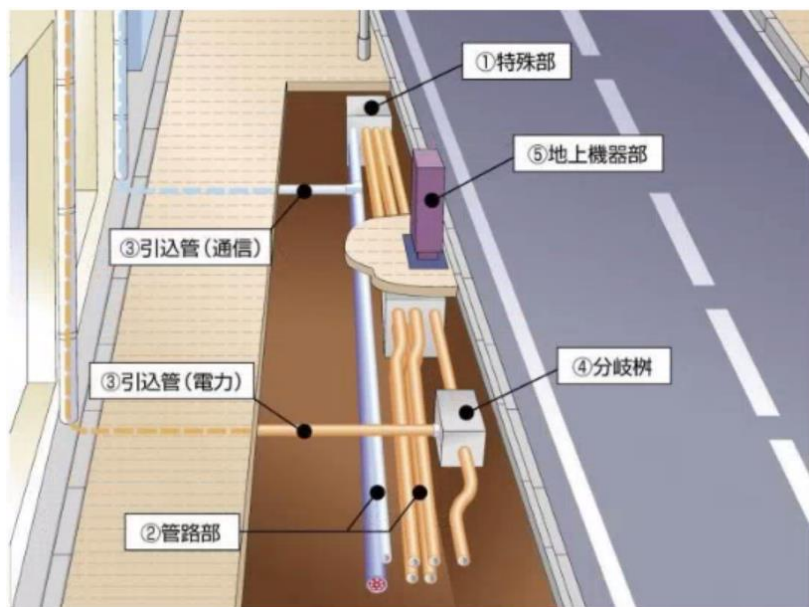
突発的な大雨に対する地下道の安全対策として、春日と村田町にエア―遮断機を設置しました。

エア―遮断機とは自動で布製のバルーンが膨らみ、車両の通行を物理的に遮断するものです。地下道が15センチメートル以上の冠水となると作動し、約20秒で膨らみます。



近年発生している大規模地震や台風等の災害では、電柱が倒壊し、ライフラインが遮断されるだけでなく、道路の閉塞により、医療救護活動等に大きな影響が生じています。

千葉市でも、東日本大震災時に、電柱が傾斜、沈下し被害が生じており、今後発生する首都直下地震等の災害に備え、これまで以上に、無電柱化への取り組みが必要となっているため、電気や通信等の複数の事業者のケーブルを通す管を共同で歩道等の地下空間に埋設し、地上から電柱・電線を撤去する「電線共同溝方式」の整備を行っています。



電線共同溝方式



液状化による電柱の傾斜 (市内)¹⁰

地元自治会の要望をもとに、未整備の道路（砂利道）を舗装や側溝を整備して車両や歩行者が通行しやすくしています。また、すでに舗装や側溝が整備されている道路についても、経年劣化による路面、側溝のひび割れやわだち掘れが生じるため、改良を行っております。



整備前



整備後

◆交通安全対策

地元自治会等の要望をもとに、カーブミラーやガードレールの新設を行うとともに路肩をスクールゾーンのイメージカラーである緑色に着色する、路肩のカラー化を計画的に進めるなどの交通安全対策を行っています。



◆段差解消工事

道路を利用する高齢者や身体障害者など、あらゆる人たちが安全に移動できるように車道と歩道の高さを調整し、段差をなくす工事を実施しています。

◆私道の助成制度について

私道の整備を促進し、生活環境の向上を図るため、私道の整備にかかる工事費用の一部を助成しています。

⇒ガタガタで歩きづらい道が、整備後は快適に通行できるようになります。

ただし、利用には条件等がございますので、利用検討時には維持建設課建設班に相談してください。



Before

ガタガタで歩きにくい道も、整備後は快適に通ることができます。雨水の排水も良くなります。

★ 対象となる主な要件 ★

- 1 通勤、通学、買い物など、一般の交通に使用されている私道であること。
- 2 当該私道の敷地の所有者、その他権利を有する者の同意が得られること。
- 3 私道に接続する道路が整備されていること。
- 4 私道の整備において、流末排水に支障のない道路であること。
- 5 工事に支障となる地下埋設物がないこと。
- 6 私道に接して法面がある場合は、工事に支障ない程度の保護がされていること。
- 7 私道に出入口を有する所有者の異なる居住家屋が2軒以上あること。
(所有者が3親等内の親族の家屋は、1軒として扱います。)



After

排水施設により雨水が処理できます。

アスファルト舗装で平坦になります。

★ 助成率 ★

私道の状況	私道の幅員および居住家屋の軒数	助成率
通り抜けができる道路	① 最少幅員が2.7m以上	9割
	② " 未満	8割
行き止りの道路	③ 最少幅員が2.7m以上、かつ私道に出入口を有する家屋が5軒以上	8割
	④ 最少幅員が家屋軒数のいずれか、または両方が③の条件を下回る場合	6割

(工事費を対象に助成します。なお、助成金の限度額は800万円です。)

◆問い合わせ先について

管理課

道路占用、道路サポート制度などのほか道路でなにかしたいとき

総務班 043-232-1151

狭あい道路、放置自転車撤去など

管理班 043-232-1152

維持建設課

舗装や側溝の新設・改良の要望、交通安全施設の新設要望、電線共同溝の整備
私道の助成など

建設班 043-232-1153

舗装や道路照明灯、エレベータなど道路施設の補修、道路や側溝の清掃、道路
の草刈りなど各種要望、土のうステーション、エアー遮断器について

維持班 043-232-1154